

## 第23回

# 政策評価に関する有識者会議

2014年5月30日

金融庁 総務企画局政策課

午後3時56分 開会

○太田原政策評価室長 定刻より若干早いですけれども、皆様おそろいですので始めたいと思います。

本日は大変お忙しい中、有識者の委員の方々におかれましては、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。ただいまから第23回目の政策評価に関する有識者会議を始めさせていただきます。

まず会議を始める前に、前回は昨年6月7日に有識者会議を開催いたしましたけれども、その後、昨年の6月末に金融庁のほうで幹部の人事異動がございまして、当方のメンバーに変更がございましたので、最初に局長級以上の幹部職員について、留任の方も含めて改めてご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、長官の畑中でございます。

○畑中長官 よろしく申し上げます。

○太田原政策評価室長 監督局長の細溝でございます。

○細溝監督局長 よろしく申し上げます。

○太田原政策評価室長 国際政策統括官の河野でございます。

○河野国際政策統括官 よろしく申し上げます。

○太田原政策評価室長 総務企画局長の桑原でございます。

○桑原総務企画局長 よろしくお願いたします。

○太田原政策評価室長 検査局長の森でございます。

○森検査局長 よろしく申し上げます。

○太田原政策評価室長 総務企画局総括審議官の三井でございます。

○三井総括審議官 よろしく申し上げます。

○太田原政策評価室長 証券取引等監視委員会事務局長の大森でございます。

○大森監視委事務局長 よろしくお願いたします。

○太田原政策評価室長 公認会計士・監査審査会事務局長の佐々木でございます。

○佐々木監査審査会事務局長 よろしくお願いたします。

○太田原政策評価室長 本日の議事進行は、富田座長にお願いしてございます。それでは、富田座長、よろしくお願いたします。

○富田座長 本日は、皆様ご多忙のところご参集くださりましてありがとうございます。

本日は、議事次第に従いまして、平成25年度実績評価書（案）及び平成26年度政策評

価実施計画（案）並びに平成26年度事前分析表（案）について、事務局よりまず説明を受けまして、それから皆様のご意見を伺いたいと存じます。

報道関係者の方々におかれましては、ここでカメラ撮影は終了とさせていただきますので、よろしく願いいたします。また、傍聴されておられます皆様方におかれましては、静粛に傍聴されますことをお願いいたします。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○太田原政策評価室長 私から、時間の制約もございますので、簡単に資料に沿って説明させていただきたいと思います。

まず中身に入る前に、政策評価のやり方について説明させていただきたいと思います。昨年に引き続きまして、金融庁の政策評価につきましては、PDC Aサイクルを有効に機能させる観点から、以前は夏ごろに実施していた前年度の評価を前倒ししまして、その評価を踏まえた上で、同じタイミングで新年度の実施計画を策定するというようにして、去年もこのようにいたしました。本年も同様にさせていただきたいと考えております。

次に、去年からの変更点でございますけれども、政策評価を重要な政策インフラとして活用するため、各府省の政策評価について、政府全体としての共通の評価区分を導入することなどを内容とする、目標管理型の政策評価の実施に関するガイドラインというものが昨年12月に、政策評価各府省連絡会議了承という形で改正されました。これに伴いまして、評価の判断基準が変更になりまして、お手元の資料でいいますと、A3判の折り畳みである資料を除いて、A4判の束の一番上でございますけれども、政策評価の判断基準、考え方（対照表）という1枚紙でございますように、従来評価は右側の3段階の評価でございましたけれども、各府省共通の尺度ということで、5段階の評価方法に変更されております。

これを踏まえましてですけれども、金融庁の行政では、常に金融機関の検査・監督、あるいは制度の企画立案等をしていかなければならないという業務の性質上、なかなか目標達成とは言い難い政策が多いため、基本的には自己評価の段階ではBを基準に考えたところでございますけれども、その中でかなりやるべきことをやったと言えるようなものについては、A以上をつけていくというスタンスで臨んだところでございます。

次に、政策評価の内容について説明させていただきたいと思います。まず25年度の実績評価（案）と26年度の実施計画（案）につきましてですけれども、お手元の資料では、

A3の紙の、相対的に大き目の字の1枚紙と、その後ろにあります小さい字の15枚紙がございます。15枚紙のほうが本体の要約版でございます、1枚紙がその要約のさらに要約版というようなものでございます。資料の確認ですけれども、その資料の下には、分厚い資料としまして、25年度の評価書の本体。さらにその下には、26年度の評価の実施計画がございます。

まずA3の1枚紙を中心に御覧いただきますと、左側に基本政策／施策というものがございます。こちらの体系としましては、2年前にご審議いただきました、金融庁における政策評価に関する基本計画、こちらは平成24年の4月から29年3月までの5年間を計画期間とする基本計画でございますけれども、この基本計画に沿った体系になっております。具体的には、ローマ数字でいいますとⅠ、経済成長の礎となる金融システムの安定、Ⅱ、利用者の視点に立った金融サービスの質の向上、Ⅲ、公正・透明で活力ある市場の構築、Ⅳ、横断的施策、さらに業務支援基盤の整備のための取組みということで、組織管理的な項目が別立てにしております。

これらをさらに細分化しました20項目について全てご説明申し上げるのは、時間の制約があるものですから割愛させていただきますけれども、参考までに15枚紙のほうで、主なものについては下線を引かせていただいております。

1枚紙に戻りまして、真ん中あたりにあるものが測定結果でございますけれども、こちらは先ほど説明いたしました5段階の評価に従って評価したものでございます。25年度の評価につきましては、A目標達成が6個、B相当程度進展ありが14個となっております。

続きまして、26年度の金融庁政策評価実施計画について申し上げます。1枚紙、あるいは15枚紙の右側に示しております。こちらにつきましては、先ほど申し上げた5年間の基本計画と、25年度の実績評価の結果を踏まえまして、本年の4月から来年の3月までの期間を対象とした計画を策定しております。こちらについては、新規性の強いものに下線を付しております。

あと、一番下の資料の26年度の事前分析表（案）がございますけれども、こちらは26年度の実施計画の内容につきまして、一覧性、統一性の観点から、総務省指定のフォーマットに基づいて整理したものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、私から、資料の説明は以上でございます。それでは、座長、よろしくお願いたします。

○富田座長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご意見等を伺いたいと思います。恐縮でございますけれども、私の左側側からお二人ずつご意見等を伺いまして、そこで一旦区切って金融庁側からお答えをいただきたいと思います。

まず翁委員、神作委員からご意見を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○翁委員 それでは、幾つかコメントをさせていただきます。25年度実績評価、それから26年度の実施計画合わせた形でコメントをしたいと思います。1つ目は、25年度に関しましては、検査などにつきまして、金融モニタリング基本方針というものができまして、新しい考え方で検査のやり方、それからモニタリングといったことが変更してきたということで、大きな変化があったと考えております。その意味で、例えばマクロプルードンズとかリスク管理重視型の検査などを行っていくということで、これはこれから金融市場が日本の成長を支えていくという大きな視点に立った上でも重要な政策の方向だと私も思っております、この点、私自身は非常によい方向に変化してきていると評価をしております。

この点について、金融庁の政策評価もそういう評価をされていると思っておりますが、26年度に関しましては、さらにオンとオフ、つまり、検査だけでなく監督の分野についても、こういったフィロソフィーで、効果的な金融モニタリングをしていくということだと考えるのですが、具体的にどのようなオン・オフ一体となった効果的な金融モニタリングをしていこうと考えられておられるのか。例えば、監督指針などについても、やはり金融モニタリング基本方針に合わせる形で整備していくことを検討していかれる方針なのか。このあたりについて、ぜひお考えを教えていただければと思います。これが1点目でございます。

それから、この経済成長の礎となる金融システムの安定ということと、Iの大きく全部分にかかわるところでございますけれども、少し長い目で見ますと、人口減少、特に地域における人口減少というのが極めて最近も大きな議論になってきているわけですが、これに伴います地方銀行やコミュニティーバンクの経営をどう考えていくかということは、非常に大きなテーマだというふうに考えております。

これに関しては、例えば金融庁のほうからもいろいろな考え方が時々示されたりしているわけですが、こういった新しい年度、これは長期にわたる課題ではございますけれども、こういった大きな環境変化、人口動態の変化ということが想定される中で、どういった方針でこういった地域金融機関について監督をしていくということをお考えなのか、

このあたりについてもお考えをぜひお伺いしたいと考えております。

それから、あと2つ申し上げたいのですけれども、もう一つはⅢの市場機能の強化のための制度・環境整備というところになります。例えば、実施計画のところ、21ページになるかと思えますけれども、やはりリスクマネーの供給というのが、非常に今後の大きな日本の金融市場の課題であると考えておりますが、この点、既に新規成長企業へのリスクマネーの供給のあり方に関するワーキンググループの報告書が出ております。これに伴いまして、例えばGPIFなどにつきましても、少しポートフォリオの多様化ということが進もうとしているわけですが、この点について金融庁はどういう考え方でおられるのかということ、1つお伺いしたいのと、それから、この報告書の中にも書いてございますし、これからの26年度に関しましても、この報告書を踏まえて制度整備を行うと書いてございますけれども、そういったGPIFのような公的な年金に加えて、確定拠出型の企業年金や個人型の確定拠出型年金、報告書の中にもIRAという日本版の個人退職勘定について触れていますが、どういうふうに有効に長期のリスクマネーの提供主体として移行させていくか。アメリカなんかではそれが非常に機能しているわけですが、報告書にも書いてございますけれども、こういった確定拠出型の個人型年金などについて、取組みをどう進められていかれるお考えなのか。これは大変重要な取組みではないかと思っておりますけれども、税制の点なんかはいろいろ検討しなければならない点だと思いますが、この点について教えていただきたいと思っております。

それから、4点目になりますけれども、今回、アジア金融連携センターというのが設立されるということで、これは横断的施策のⅣの2になります。これは非常に重要な取組みだというふうに思いますし、この設立が行われるということも非常に大きな、金融資本市場をアジアと一体で整備していくということとか、日本の金融機関がアジアでグローバルに活動していくという意味でも大きな意味を持つと思うのですけれども、具体的にどういうふうにこれを育て、活用されていくというお考えなのか。この点について、ぜひお伺いしたいというふうに思います。以上でございます。

○富田座長 続きまして、神作委員、お願いいたします。

○神作委員 東京大学の神作でございます。よろしくお伺いいたします。私から5点、翁委員と同様に、平成25年度の「実施、実績評価書(案)」と、26年度の「主な事務事業(案)」の両者について合わせて述べさせていただく形となりますけれども、よろしくお伺いいたします。

第1点は、これも翁先生からご指摘があった点と全く同じ点なのですが、金融モニタリング基本方針についてでございます。金融モニタリング基本方針の策定により、モニタリング手法の見直し、オン・オフが一体となった効果的な金融モニタリングの方向性というのを打ち出されたことは、ベストプラクティスを促し、それを発展させ、ベターレギュレーションとの間に好循環を生む可能性を秘めており、私も賛同できる方向であると思います。また、この考え方は、これまでの金融監督法制の方向性や、国際的な金融監督の動向にも合致するものと評価できるように思われます。

もっともこのことが、具体的な検査の局面、さらには監督の局面に実務的にも反映することがとくに重要であると思われます。お尋ねいたしたいことは、金融モニタリング基本方針の策定により、金融検査に関する基本指針ですとか、金融検査マニュアルについて具体的に、例えばどのような点で、どの程度の修正等が加えられたのでしょうか。そのような点について、できれば具体的な例を挙げてご教示いただくとともに、もしそのような例がございましたら、評価書等にもそういった具体的な例についても記載してはいかがかと感じたところでございます。

企画立案を重要な機能としております金融庁におかれましては、制度整備をするというだけで評価すべきことであるということは、私も従来から申し上げている点でございますけれども、監督・検査につきましては、まさに当事者でございますので、モニタリング基本方針の策定だけではなく、それが具体的な実際の検査・監督にどのように反映したかということについても記載がなされると、さらに説得力が増すのではないかと考えたところでございます。

また、今の点にも関連して、オン・オフ一体の検査・監督行政という考え方からいたしますと、翻って各種の監督指針ですとか監督方針にも、そういった修正が及んでいるのかどうかということにつきましても、あわせてご教示いただけたら幸いです。

第2点でございますけれども、今申し上げた点とも深く関連すると思いますが、ベターレギュレーション、ベストプラクティスという観点から、金融行政を担う人材の確保と資質の向上ですとか、学術的成果の金融行政への導入・活用、これは施策の番号で申しますと、時計数字のIVの1、IVの2に該当します。これらの施策が基本政策として掲げられていることは、極めて重要であると思われますけれども、他方、こういった金融行政を担う人材ですとか、金融行政への学術的成果の反映だけではなく、まさにベストプラクティスという点では、車の両輪のもう一方の側である業界団体ですとか、個々の金融機関にとつ

でも同様に、人材の確保ですとか資質の向上、学術的成果の実務への導入、活用といった観点が重要であると思われます。

このような観点から、実績評価書（案）を拝読いたしますと、例えば実務の間での対話の促進ですとか対話の充実、こういった点で、今申し上げたような問題意識への配慮というのは既に記載されているところでございますけれども、実務の側における人材の確保、資質の向上ですとか、学術的成果の実務の導入といった観点につきましては、金融行政の側からどのようなご配慮がなされているのかについてお尋したいと思えます。

それから、第3点目は、例えばクラウドファンディングについての法制整備がなされる一方で、依然として未公開株式などの詐欺的な投資勧誘が後を絶たない点に関連するご質問です。クラウドファンディングの解禁と法制整備に際しまして、もちろんその解禁に必要な監督法制等、必要と考えられる法整備がなされているわけでございますけれども、他方、投資家の市場に対する信頼ですとか、金融行政に対する信頼を損なうような詐欺的なクラウドファンディングの利用がなされることが望ましくないのは当然でありまして、そのような詐欺的な投資勧誘のような話は、先ほど述べたようなベストプラクティスとかベターレギュレーションとはちょっと次元の異なる話でありまして、これらの詐欺的な投資勧誘については、また違った観点から厳しく監督、摘発していくことが必要であると思えます。特にクラウドファンディングの解禁とあわせる形で、詐欺的な投資勧誘を早期に発見し、早期に対策をとるといった観点がとりわけ重要になってくると思えますけれども、この点について、新たな工夫ですとか方向性というのが出されているのでしょうかというのが3点目でございます。

第4点目でございますけれども、評価書（案）を拝読して特に強く感じた点でございますけれども、国際的な政策協調・連携の強化に大きな関与をし、貢献をされていると、施策の番号で申しますと、IVの1でございますが、このことが我が国の経済成長の礎となる金融システムの安定、とりわけ金融機関の健全性を確保するための制度整備や我が国金融システムの安定性を確保するための制度整備、それぞれ試作番号のIの1、およびIの2に対応しますが、両者が非常に密接に結びついているように思われました。すなわち、国際的なレベルで、金融システム等の安定の監督法制のあり方をめぐる議論に積極的に深く関与され、貢献されていることが、日本にそれを実際に法制化する際に、そこからもたらされる深い理解と責任に基づき、法制化の作業が行われる。そういう意味で、IVの1とIの1、Iの2がいずれもAの評価になっていることは、整合的であり、金融庁の貢献を高



く評価できることだと感じたところでございます。

長くなって恐縮ですけれども、最後、第5点目でございます。第5点目、これも翁先生の御指摘と重なりますけれども、アジア諸国に対する金融インフラ整備の支援について、1点御質問でございます。私も、この点は非常に重要であり、注目されるべきであると考えます。とりわけアジアの金融システムについての法制度、制度支援というのは大変重要で、日本にとっても利益のあるところだと思います。他方、金融庁が所管している、例えば金商法ですとか、あるいは銀行法その他さまざまな法律があるかと思いますが、例えば金融商品取引法を考えてみますと、車の両輪になっている会社法と非常に密接な関連があると思われまして、電子記録債権法などをとってみますと、有価証券一般法、民商法と非常に深く関係があります。また、資本市場のインフラ整備にとっては、倒産法制といったような、金融庁が所管されていない法制が密接に関連します。すなわち、アジア諸国への金融支援の制度整備という観点からは、そのような関連法制の整備とあわせて協力・支援できると、さらに効果的であると思います。

具体的に、アジアの諸国に対する金融インフラ整備支援において、例えば他の省庁との協力・連携がなされているのか、そのような関係が実際にどのように構築されており、ワークしているのかについて、お伺いしたいというのが最後のご質問です。

以上、長くなりましたけれども、よろしく願いいたします。

○富田座長 それでは、金融庁から、よろしく願いいたします。

○細溝監督局長 監督局でございます。翁委員と神作委員から、モニタリングの基本方針が公表されましたが、それは監督方針の方にどう影響しているのか、監督を今後どうやっていくのかという御質問がございました。

オン・オフ一体でモニタリングをやるということでございますので、当然オフサイトの監督方針の方も、今年は明示的に書き加えております。どういう言葉を書き加えているかというと、金融モニタリング方針に基づき、オン・オフ一体となったモニタリングを行っていくことにより、金融機関の実態や課題の把握に努めることということを、今年の監督方針の最初に書き加えているところでございます。こういったことで、モニタリングにつきましては検査局、監督局で協働し、一体として行っていくという方針を明確にしております。

ただ、監督方針そのものは、モニタリングだけではなくて、その時々監督行政で金融機関はどのような方向で取組んで欲しいというようなことを考えているかといった政策的な

ことも書いてございます。従いまして、モニタリングで全部吸収されないものですから、そういったことを監督方針に書いております。例えば、新規融資への積極的な取り組みの推進でありますとか、経営改善支援への取り組みの促進といったことを具体的に書いて、そういった方向を促しているというところでございます。また、監督方針は主要行、それから中小・地域金融機関、保険会社といった業態ごとに書いてございまして、各業態も自分のところの監督方針についてはそう書かれているということに慣れ親しんでいるものですから、モニタリング方針のように一本化はしていないというところでございます。

なお、オン・オフ一体のモニタリングの進捗状況を踏まえまして、今後、必要に応じて、例えば監督方針、監督指針の改正も必要になってくれば検討していきたいというふうに思っております。それがモニタリング基本方針に影響する監督方針のところでございます。

それからもう1点、翁委員から、人口減少というのが進んでいて、これを地銀の監督にどう反映しているのかという話でございます。確かにいろいろな試算がございますけれども、我が国の長期的な人口動態を見ますと、全体としては人口は減少していく。ただ、かなり地域差はあろうかと思っています。例えば、東名阪、それから札幌広福、それ以外の地域。それ以外の地域でも、県庁所在地とそれ以外の郡部といったことで、かなり濃淡があろうかと思っています。

さはさりながら、そうした人口減少が進むということで、各地域における資金需要を含めた経済の姿も、現在とは、かなり異なったものとなるということが予想されております。そうしたこともありまして、各銀行は大体3年の中期経営計画というのを作っているのが普通でございますが、3年では捉えきれないので、5年先、10年先を見据えて、地域がどう変わっていくのかということをよく考えて、その中で自らの立ち位置、自らの役割、機能をどう考えるのか。ひいてはビジネスモデルをどうしていくのかといったところをよく検討するようというのを促しているところでございます。

各経営陣に対しても、そうした経営課題を客観的に認識して、リーダーシップを発揮して、そういった課題に積極的に取り組んでもらうということを促してまいっているところでございます。以上でございます。

○森検査局長 翁委員と神作委員からの金融モニタリングについてのご質問に補足させていただきますと、ご案内のように、これまでの検査は法令や検査マニュアルで規定したルール、いわゆるミニマムスタンダードの金融機関による遵守状況を、立ち入り検査の形で定点的に検証することを基本としておりましたが、本年の検査局の業務は、金融モニタリ

ング方針に基づきまして、金融機関の動向を継続的にモニターするとともに、プリンシプルベースで、金融機関がより優れた業務運営、いわゆるベストプラクティスに近づく観点からの対話を積極的に取り入れて行ってまいりました。

こうしたモニタリングは、今後とも進めるつもりでございますが、それに際しては、翁委員御指摘のように、監督局が行っている業務との重複をできるだけ避け、より一体化した目標や課題設定のもとで事務事業を適切に役割分担していくことが重要であると考えます。両局の業務運営のさらなる連携強化が必要と認識しております。

それから、金融検査基本指針や金融検査マニュアルの修正についてのお尋ねでございますが、これは昨年9月に公表された金融モニタリング基本方針において、「オンオフ一体のモニタリング手法を新たに試行する過程で、基本指針や検査マニュアルについても必要な改正を検討、実施していく」旨を記載しております。まだ結論が出たわけではございませんが、基本指針は、検査の実施手続などを定めたものでございますので、例えば今年からやっております、複数の金融機関に共通するテーマを選んで、各金融機関の取り組み状況を横断的に検証する水平的レビューなどの、新たに実施している手法を指針にも記述するなどの変更が必要だと考えております。

検査マニュアルにつきましては、債務者区分の基準の考え方などが細かく記載されているわけですが、マニュアルを読みますと、随所に、基準はあくまでも目安であり、「基準を機械的、画一的に適用してはならない」と書かれております。そうしたことから、現時点においては、検査マニュアルの個別の記述が新しいモニタリングのやり方と、必ずしも反しているものではないと考えております。問題なのは、目安と書かれていることが、金融機関の側ではルールのように運用されることによって、金融機関の創意工夫とか、自主性の十分な発揮というのを妨げていることがないかどうかという点ではないかと考えます。この問題については、金融機関側の実情も調べながら、検査マニュアルを変えることがよいのか、それとも検査のやり方を変えればそれで十分なのかということも含めて、引き続き検討したいと思います。

実績評価書の記述につきましては、神作委員のご指摘も踏まえて、記述を考えたいと思います。

○河野国際政策統括官 よろしいですか、国際部門でございますが。翁委員の4点目の、アジアの関係、それから神作委員の4点目、5点目。5点目はアジアの関係でございますが、お答え申し上げたいと思います。

先に、まずアジアの連携の点につきまして申し上げますと、これはまずアジア諸国との連携、あるいはアジアとともに成長するというのは、これは1人金融庁だけの課題ではなく、まさに政府全体として成長戦略の中で取り組んでいくものという理解をしておりますので、当然ですけれども、金融庁においてもアジア連携というのは全庁的な施策であって、センターが何かどんどん大きくなることで、そこで専断的にやっていくというものとは考えておりません。

ただ、なぜこういうセンターが必要かと考えたかと申しますと、やはり今までももちろん技術支援、これまでもアジア諸国に対しまして行ってまいりましたし、あるいはアジアに進出する金融機関のサポートなども個々にやってはおりましたけれども、やはり全体戦略というものが需要であるということと、やはり知の集積という大げさかもしれませんが、十分ではなかったという点があると思います。やはり戦略の面、それから知識の集約の面、そしてそこにアジアのパートナーとなる国々の人たちと、デイリーにコミュニケーションするという関係を構築する。そういうためにはこういったセンターがあって、そこに実は今、もうすぐやってまいりますけれども、アジア諸国の金融当局者を研究員として、フェローとして招聘をしまして、そしてそのセンターを通じて各局では、ほんとうにアジア諸国の当局者と金融庁の職員が一緒に仕事をすると。それも英語で仕事をすることを目指しております。

そういう意味で、もちろん技術支援の関係でいえば、先ほどご指摘いただきましたように、法令の制定等のソフト面の支援とか、あるいはハード面でいえば決済システムのIT化、あるいは取引所を実際に設立して運営するというようなお話。さらに金融の監督・検査などの行政の運営手法の知識、あるいは経験の共有といったようなもの。さまざまな断面が考えられますけれども、こういう技術支援の上での1つの参謀本部という位置づけ。それと同等に重要であると思いますのは、本邦企業、金融機関などのアジアへの事業展開のサポートという、そのためのやはり情報センターとしての機能。さらにこれは神作委員の4番目の点ともつながりますけれども、国際的な金融規制改革において、アジアの声というのが、やはり今まで十分に反映させることができていなかったという点は、実はアジア当局者、みんな口をそろえて申します。そういうときに、日本が中心になる場合もあれば、ほかの国が中心になる場合もありますけれども、アジアの声をより効果的に発信していくための知的発信の拠点というようなことで、非常に野心的ではございますけれども、そういった役割を与えるべく、アジア当局者を実際に呼んできて、これから一緒に仕事を

しようということを考えております。

なお、国際金融規制改革における貢献の部分につきましてのご質問ですけれども、これは非常に率直に申しまして、担当している者としてしましては、日々新しい課題が出てくる中で、金融庁の代表者としてのパフォーマンスについて、なかなかこれは評価を必ずしもAと考える場面ばかりとは申せません。率直に申しまして、もっとできたのではないかと。あるいは、議長選挙に立候補して落選したこともございますので。しかしそういう中で、精一杯今までやってきて、この国際金融規制改革の場面においてはある程度のプレゼンスを發揮できたものという自負もございますので、こういった内容で今、お手元にお示ししておりますけれども、この先も決して現状に満足することはなく、さらに一層、どうすればよりリーダーシップがとれるかといった点を追求してまいりたいというふうに考えております。

○桑原総務企画局長 総務企画局でございます。神作委員から、クラウドファンディングについて、詐欺的な投資勧誘の早期発見とか早期対策、これについての問題提起と申しますか、ご質問等がございました。

まずクラウドファンディングの基本的な構造ですけれども、片方にベンチャー企業などの「資金調達者」がいる。もう片方に「投資家」がいる。その間に証券会社のようなものですけれども、「クラウドファンディング業者」というものが、インターネットを通じて投資勧誘をして仲介をするという構造になっております。この投資型クラウドファンディングにつきましては、「金融商品取引法の一部を改正する法律案」の中に盛り込まれておまして、先週の金曜日、成立いたしております。今後、これについて活用を図っていくということでございますけれども、その場合、詐欺的な投資型クラウドファンディングという場合には、ベンチャー企業などの「資金調達者」によって行われる詐欺的な行為と、「クラウドファンディング業者」自らが行う詐欺的な行為というのが考えられるんじゃないかと思っております。

まずベンチャー企業などの「資金調達者」によって行われる詐欺的な行為の防止、もしくは被害の極小化という観点からは、私ども、今回の法改正の中で、仲介者たるクラウドファンディング業者に対して、資金調達者の事業内容をチェックするということを義務づけることといたしております。また、これは被害の必ずしも防止にはならないんですけれども、資金調達者1者に対しては、1人当たり投資額50万円以下ということで、リスク分散を効かせるというような工夫もいたしております。

それから、後者の「クラウドファンディング業者」自身の詐欺的な行為の防止対策といたしましては、まさにクラウドファンディング業者は、私どもに登録を義務づけられる業者でございますので、このクラウドファンディング業者について、適切な業務運営が遂行できる体制が整備されているのかどうかということ、私どもはチェックすることにしております。具体的には、先ほど申しましたけれども、クラウドファンディング業者に、ベンチャー企業などの資金調達者の事業内容をちゃんとチェックしてもらわないといけない。また、顧客から預かった金銭の分別管理もきちんとしてもらわなくちゃいけない。そういうことなどがきちっとできるような体制整備を求めることといたしております。

その上で、具体的には金融庁、財務局などにおきましては、法令上の規定に基づいて、まずはクラウドファンディング業者の登録の申請時に厳格に審査をします。それから登録後も、適切に監督するということだと思います。また、これはクラウドファンディングというもののいわば特質から出てくるものなんですけれども、インターネットを通じて勧誘するということですので、電話や訪問での勧誘は禁止されております。そういう意味では、積極的な勧誘は禁止されている。すなわち、ネットでの勧誘だけですので、今までの検査・監督のやり方とはちょっと違うやり方を、今後工夫していかななくちゃいけないと思っております、今後の課題と考えております。

いずれにいたしましても、ある程度の法的な整備はいたしたつもりでございますので、そういう枠組みを用いまして、委員ご指摘のような問題の早期発見とか、早期対策に努めてまいりたいと考えております。

○三井総括審議官 総括審議官でございます。GPIFについてのご質問がございました。GPIF、GPIF以外の公的、準公的資金の運用機関も含めてでございますけれども、アベノミクスの進展する中で、デフレから適度なインフレ環境に移行すると、こういう状況で、適切なポートフォリオのあるべき姿に向けて見直していかれる。さらにはリスク分散の観点から、投資対象を新たなものをつけ加えていく。その前提としまして、しっかりしたガバナンス体制、合議制で、専門性を持った運用の意思決定を独立して行う。

それからもう一つは、非常に長期的な運用を行う機関ですので、投資先の企業の長期的なリターンを増やしていくという観点から、日本版のスチュワードシップ・コードの受け入れを行って、それに基づくエンゲージメント等の取組みを行っていくと、こういうことが大事ではないかと思われまして、実際昨年11月の内閣官房に設置された有識者会議でも同様な指摘がされて、内閣官房と担当の役所を中心に、このGPIFのこういった改革

への取組みが進んでいるというふうに理解してございます。

金融庁におきましても、金融行政なり金融市場を所管する立場で、これらをサポートできるところがあれば、しっかりサポートしていきたいと思っておりますし、もう一つは、その運用がさらに高度化、効率化していく観点から、マーケットのインテグリティ、運用業者の質が国際的に見て大変優れたものであること、あるいは日本が運用業者なりマーケットの環境として、グローバルに見て高水準であること、こういったマーケットや資産運用産業全体のレベル向上というのが非常に大事だと思っております、そういう両面からの金融行政の取組みをしていかなければならないというふうに考えておる次第でございます、翁先生のご指摘を十分踏まえて、さらにこういった施策をとっていくのか検討し、実行していきたいと思っております。

その関連で、確定拠出年金ないしは個人型年金のお話がありました。私どもも大変そのとおりだと思っております、これは税制も絡むものですが、現在の確定拠出年金におきましては、個人型というものも制度としてはあるわけでございますが、制度の母体もともと企業年金制度の中にあるものでございまして、雇用の流動化や仕事の仕方の多様化ということを考えますと、もっと個人性の強い個人型の確定拠出年金というものについて、本気で考えていく時期に差しかかっているというふうに考えてございます。

現在、税制上の措置があるものの、個人の資産形成を支援する制度としてはNISAという制度がございますが、これは掛け金の段階では所得控除がなく、課税後の所得を掛け、積み立てまして、そのかわり運用益が非課税になるというものでございますが、こういったものがさらに今後投資家の裾野を広げていくという方向で、どうやって定着を図っていくかという、そういう取組みも今行っているところでございまして、そういったものも横目で見ながら、個人のライフサイクルを通じた資産形成を支援し、かつ、その資産形成の裾野を広げていくという観点から、さらに研究していきたいと思っております。

神作先生から、学術的成果を業界側からどのように連携していくか、あるいは相互のコミュニケーションをしていくかというご質問がありました。金融庁で学界、アカデミアとの連携の話では、シンポジウムやセミナーの形で、昨年10月ないし今年の1月に、海外の方もお招きしたコンファレンスを開いております、ここでは行政当局、民間の金融市場関係者、アカデミアの方々と一緒に、実践的な、現在金融行政や金融市場においてテーマになっていることについて具体的なテーマ設定をして、ディスカッションしたり、プレゼンテーションをするといった取組みをしております。また、職員向けのセミナーの

中には、アカデミアの方に来ていただき、また民間の市場関係者にも参加いただく形で、小さなセミナーを随時開催しています。昼食時の開催しているものもありますし、夕方から夜にかけて開催しているものもございます。

個人的にはまだまだここは改善なり、もっと拡張なり掘り下げるべきところが多々あるというふうに思っていますが、ここはよく学会の先生方と、民間の金融業界、市場関係者の方と一緒に問題意識を掘り起こして、実践的な形のものにしていくようにしたいと思っております。ご指導いただければありがたいと存じます。

○富田座長 翁委員、神作委員よろしいでしょうか。それでは続きまして、島崎委員、田辺委員から、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

○島崎委員 島崎委員 島崎でございます。個別の案件についての質問とか意見を申し上げる前に、全体について伺います。先ほど事務局から、評価制度が変わったというお話もあって、単純には昨年度とは比較しづらいのですが、実際に細かいところまで事務局等で見させていただいて、昨年と比べて今年度はどういう評価になるのか。PDCAサイクルで回ってきて随分たちますが、その成果はどうか。特に引き続き課題として残る案件というのはどういうものがあるのかなどについて、後ほど長官のほうからまとめがあるのかもしませんが、全体観についてお話しいただきたいと思えます。

それから、個別で6つほど質問と意見があります。1つ目、アジアの金融連携支援、情報発信については、先ほどお二人からご質問もあって、ご説明がありましたので重複を避けますが、1点だけ申し上げます。金融庁の中にそういうセンター機能を持つということですが、金融ということに限らず、それを支えるインフラも含めて日本にはこの種の組織が数々ございますよね。そういうものに横串を通して連携していただきたい。アジアの諸国に支援してだけでなく日本にあるそういう組織と連携をする、新しくできたセンターが、その触媒役を果たすというようなことを、ぜひともお願いしたいと思えます。

ややもすると役所の組織というのは、自分の領域については一生懸命やるけれども、ほかとの連携にはやや問題があるように感じているわけでして、河野さんがされるということなので安心はしていますが、ぜひとも広げていただきたいと思います。

次は、A3の15ページものの7ページのNISAの円滑な導入と普及・定着についてです。今年度スタートして、制度開始時に475万口座ということでしたが、先般、証券関係のNISA口座について新聞報道がありました。全体としてどうか。金融機関も含めて、現在どの程度の口座数になって、残高がどうか。少し前の新聞報道ですが、



金融機関の中でも取り組みにかなりばらつきがあるとのこと。これは記者が書いたものではありますが、金融庁はどのようなモニタリングというか、監督をされているのかというのが質問です。

将来的な課題について、先ほど三井さんからお話がありましたが、現在は高齢な方が中心になって口座を設けているということですが、これが定着化していく中で、資産形成という観点からも若年層に普及させ、広げていく必要があると思います。何か具体的に考えていることがあったら、お聞かせいただきたいと思います。

英国ではNISAと同じような制度が、もう15、6年前にできて、かなりの国民がこの口座を開設していると。聞くとところによると、成年人口の半分ぐらいが口座を持っているという話もありますが、将来的にそういうことになっていけば、国民個人の資産形成にもつながるし、企業等に対するリスクマネーの提供にもつながってくると思いますので、その辺の将来展望についてお話をいただければと思います。

それから2つ目は、8ページにある会計基準の設定と適用に向けた取組の推進というところでございます。昨年の企業会計審議会の「当面の方針」に沿って、現在任意適用の積み上げを図ることは重要だという認識のもとに、その方策がとられている。その1つとして、IFRSのエンドースメント手続の導入が提言されて、その作業をASBJが進めているとのこと。ここでエンドースメントというのとディシグネーションというのが、英語でいうと認定とか承認ということと指定するということなのですが、その結果、2つの基準が将来的には併存することになります。巷間、いろいろな話がありますが、将来どうなっていくのかという話であります。

私の理解は、現在の指定国際会計基準は2009年の年末の内閣府令でディシグネートすることでできたわけですが、その時の認識は、将来的にはエンドースメント手続を踏んでディシグネートしていくという前提であったと思います。その後、強制適用云々の話が頓挫した一方でエンドースメントの話が出てきていることが話を複雑にしていると思います。IFRSの中から我が国として採用し難い基準を除外したものをエンドースして基準を作るということになると、エンドースした基準こそが我が国として認めた基準であると言っている人もいと聞きます。そうすると、ディシグネートした基準というのは、一体どういう基準なのか、言ってみれば、どちらが優先するのかという話も出てくるわけです。そここのところの整理をきちっとしていただかないと、無用の混乱が起こるのではないかと思うわけです。

任意適用を増やして、国際的な発信力をさらに強化するなどの目的はよく理解できますが、幾つかの基準をカーブアウトした基準をエンドースメント I F R S として用意したときに、任意適用の数が急速に増えていくのかについても、疑問視する声もないわけではありません。エンドースメントした基準は、どういう位置づけの基準なのか、将来はどう考えているのか等についてももう少し明確にする必要があると思っておりますので、その辺についてのご意見をお聞かせいただきたいというのが2つ目です。

3つ目は、11ページのところにあります、優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進についてです。公認会計士等の活動領域の拡大に向けた当面のアクションプランにもありますように、当面の課題、特に資格取得者の未就職問題については、適切な取組みはとられたと評価できると思います。一方ここにきて、公認会計士の試験合格者の需給関係は改善されてきていると聞いています。経済環境の好転とか、合格者数を絞り込んだというようなことも一因だと思います。そういうことで、短期的な当面の問題については、かなり改善され、これも金融庁が随分力を入れてやられた結果であると思います。

一方、中長期的な視点から私が懸念しているのは、この会計士業界というか監査業界というか、この業界の魅力が低下しているのではないかということです。これはひいては、優秀な人材が確保できないということにもつながっていくのではないかと思います。会計士試験の受験者数が激減しているとか、会計大学院も定員割れで厳しい状況であると聞いています。先日会計大学院の年次総会後のパーティーに出席しましたが、新たな受講生徒が1桁になりそうだという大学院も出てきているということで、この業界全体の問題になってくるのではないかなと感じております。

すぐにどうのこうのということはなかなか難しい問題だと理解しておりますが、会計士、監査法人の活動領域については随分と対応をいただいて、改善されているようですが、業務範囲について、もう少し検討する必要があるのではないのでしょうか。税理士法の関係があって、税務についてはなかなか難しい面もあろうかと思いますが、例えば、コンサルティングといった領域に監査法人が深く関与することによって、会計人材が単なる監査の証明業務に精通するだけでなく、グローバルなビジネスとか、そういうことにも入っていくというメリットも出てくるのではないかと思います。これはなかなかハードルが高い話かと思いつながりながら聞いているのですが、アメリカ等においては一般に認められていることでもありますので、その辺との関係において、どう考えていったらいいのかというのが質問です。

次に、細かい話になりますが、13ページの金融行政に関する広報の充実についてです。昨年も申し上げましたが、私は金融庁の英語版のウェブに登録して、かなり利用しております。今年度の結果を見ると、アクセス件数等が目標達成できなかったとありますが、どういうところに原因があるのかということです。私は金融庁とあわせて、日銀の英文広報も利用しておりますが、アクセス件数が少ないというのは、コンテンツとタイムリー性に問題があると思います。特にコンテンツに改善の余地があるのではないかと感じております。例えば、金融庁幹部のスピーチですとか、記者会見などの発信が少ないように思います。記者会見については、日本語では随分細かく、会見内容をそのままクエスチョンとアンサーで掲載していますが、英文のほうは、Q&Aは5件ありまして1行で済ませている。大臣や長官がどういうことを話しているのか英文ではわからないということですね。

それから、スピーチについても、英語でスピーチされたものはそのままアップしていますが、日本語での講演などが英訳されてアップしていない。日銀のものを見ますと、政策委員などが地方で行う講演は日本語でやっているわけですが、1カ月以内ぐらいに全部アップされています。これはお金がかかる話かもしれませんが、先ほど来のアジアで云々という話になれば、英文での発信を更に充実させていくことが必要になると思います。利用者の声をどの程度聞いて運営をされているのかも伺いできればと思います。

最後は14ページの、高い専門性と幅広い視野を持った職員の確保と質の向上についてです。これは測定結果Bとなっておりますが、細かい資料までいろいろ読ませていただいたて、なぜBなのか、Aでもよいのではないかと、正直思いました。人材育成は中長期にわたる問題だから、当年度で終わるわけではない、引き続き努力しなければいけないという意味を込めてBにされたと理解しますが、当年度の実績を見れば、将来の布石も打たれているし、A評価でもよいのかなということです。データが出ているものをみまると、民間専門家の登用状況ですとか、大学院への留学ですとか、国際機関や民間企業への出向などはいずれも前年度を上回っていますし、中でも出向者は5割以上を超える増加だということで、非常に意欲的だと感じるわけです。定量面だけではなくて定性面においても課題があるということなのかも知れませんが、それについてご説明いただきたい。それから、金融庁の職員を外に出して、いろいろな経験をさせることに加えて、外の人材を受け入れて、外の目を金融行政に生かすというようなことも必要だと思いますが、出向の受け入れがどういう状況になっているのか、これについても教えていただければと思います。以上です。

○富田座長 それでは、田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 私のほうからも、何点かコメントさせていただきたいと思います。まず初めは、評価の判断基準が各省横並びで見られるようにということで、3段階区分から5段階区分へ変わったということの持つ、プラスの部分とマイナスの部分について、もう少し整理できないかということでございます。

特に金融庁の場合、3段階から5段階に変わって、どう明らかな変化があったかということでございますけれども、従来のものでいえばほとんどの施策がAで、Bの施策が幾つかありました。今回のものになりますと、逆にBが標準になって、Aの施策が幾つかあるということになります。これは、一覧して見たときに、Aが標準になっている場合は、Bが少ないわけですから、どこがうまくいっていないのかが目立つような評価になっていました。他方、Bが標準になりますと、うまくいっていないところよりも、どこがうまくいっているのかが目立つ評価の形になっているということでございます。

それでPDCAサイクルを考えると、いいところを褒めるというのは必要なことでありますし、教育的効果はあるんだろうと思いますけれども、むしろどこが標準よりも少し劣ってうまくいっていなかったところを、次年度に是正すると考えると、もう少しBを標準にしたとしても、うまくいっていないところを見せる。簡単に言うと、Cの「進展が大きくない」という言葉がきつ過ぎるような気はするのでありますが、Cもつけてみて、全体のバランスを、つまりプラスに見えるところとマイナスに見えるところを示すという工夫が、今後必要になってくるのではないかと思ったのが1点目でございます。

それから、この共通化に関しまして、BとAで判断が分かれた理由が、いま一つわからないということでございます。一番よくあるパターンというのは、施策の下に、もしくは事業の下についている測定指標のうち1個でも達成できないとなると、AではなくBにするということになるのですけれども、金融庁の場合ですと、測定指標が未達成となっているのは3つでありまして、100以上、ほとんどのものは達成できています。その点で、この測定指標というのが本当に意味を持っているのかという気はしております。かつ、測定指標というのは、施策についているものでありますので、それをどうみてこうなっているのか。Aになったものがどうなっているのかというのが、よくわからないところでございます。

むしろこれはAだなというのを理解できるのは、施策に主要な事務事業が書いてあって、その事務事業に対する実績を読みますと、これは明らかに頑張っ取組んだのだなというところ。例えば、モニタリングの基本方針であるとか、アジアにおける金融連携センター

設立についてのステップを踏んだというところがわかりますので、解決策はよくわかりませんが、測定指標と事務事業のどちらにウエイトを置いて評価をしているのかに関しては、もう少し整理していただいたほうがわかりやすいような気がしております。

特に測定指標だけですと、経年的に続いている、恒常的な業務だけの進捗度合いが中心になってしまいますので、むしろ事務事業のプラスの面、大きな展開というのを、その評価の中でどう入れ込むのかを、外にわかるような形で判断のほうに生かせる仕掛けをお考えいただいたほうがいいかなと思っているところでございます。

2番目は、測定指標で達成できていないものがほとんどありませんので、そういう測定指標は野心に欠けるところがないかということでございます。未達成部分、例えば偽造カードの被害防止では外部委託のところで確かに詐欺で使ったという事故がありましたので、これは達成できていないなというところはありますし、先ほど委員の発言にもありましたように、広報も英文のところ、それからメール等に関しては減っているということで非常に理解はできるわけですが、ほかのところももう少し野心的に目標を上げておいて、達成できないのは不可抗力の部分もありますので、そこを見せる形にできないのかなと思ったのが2番目でございます。

それから、3番目は、実績評価表ではありませんで、26年度の事前分析表のところでございます。ある意味で事前分析をきちんと作成しておいて、実績評価のほうを見せろという、全府庁共通で導入された仕掛けでございますけれども、事業費というのでしょうか、要するにお金と指標、それから施策の関係というのが、この表を見ればわかるというところが非常に大きなポイントだと思っております。

金融庁の今回の事前分析表を見ていきますと、金額のところでは総計が書いていないところが幾つかありますので、それをできるだけ割りつけて、どのくらい予算をかけて、どういう事業をやっているのかが見えるようにしていただきたいのが、事前分析に関する1点目でございます。

2点目は、これを見て明らかに予算が下がった、ないしは執行が非常に悪いというものがございます。東北の震災絡みの個人債務者の私的整理にかかわる支援に必要な経費は、1割ぐらしか使われていない状況でございます。各省、ほかの省を見ても、非常に東日本の対応に関しては各省努力して、いろいろな策を出しているのですが、このような形でお金が全然使われていない状況のものが非常に多いわけでありまして。この執行に関して、かなり少ないのはどういう状況なのでしょう。それは今後、どういう形で対応で

きるのでしょうか。そもそもニーズがなかったのか、それともやり方が悪くて、もう少し増やせたのか、この施策自体の必要性があるのかといった点に関してお教えいただければと思います。以上、若干コメントを申し上げました。

○富田座長 それでは、金融庁よりお願いいたします。

○桑原総務企画局長 総務企画局から、島崎委員のご意見の2点について申し上げたいと思います。1点目が、「エンドースメントされた I F R S」についての基本的な考え方等ということでございます。このいわゆる「修正版 I F R S」と申しますか、「日本版 I F R S」と言われることもございますけれども、これにつきましては、先ほど島崎委員がおっしゃられたとおり、昨年6月の企業会計審議会の「当面の方針」というものの中で、策定が提言されたものでございます。その際、「当面の方針」では、一体どういう理由でこれが提言されたかと申しますと、釈迦に説法で恐縮ではございますけれども、1つが、日本が考える、あるべき I F R S を国際的に示すことになるという理由。もう一つが、先般の世界金融危機のような非常時に、我が国の事情に即した対応をとる道を残しておくことになるということです。

1点目は割とわかりやすいと思うのですが、2点目の「先般の世界金融危機のような非常時に、我が国の事情に即した対応をとる道を残しておく」というのは、なかなかちょっとわかりにくい。私としての解釈を申しますと、基本的にある金融危機が起こったときに、非常事態として会計基準の内容を少し変更することがございます。そのときに、日本基準であれば日本独自で変更ができます。しかしながら I F R S ですと、例えば全世界的に金融危機が起こってれば、全世界的な危機意識のもとでそういうことが議論されるんでしょうけれども、日本だけの現象の場合、対応がなされない可能性が十分にある。その場合、ピュアな I F R S だけで全部やっていると、多分身動きがとれない。そういうときに、「修正版 I F R S」、「エンドースメントされた I F R S」というものがあれば、そこを若干工夫することによって、ピュアな I F R S から、割と移りやすい道を残しておくという意義があるのではないかと考えています。

ただし、いずれにしても、同じ「当面の方針」においても、まさに島崎委員がおっしゃったような問題意識がございまして、そうすると日本基準、米国基準、それからピュア I F R S、エンドースメントされた I F R S という4つの基準が併存するということになってしまうと。それは制度としてわかりにくく、利用者利便に反するという懸念があるとの指摘があるということも、「当面の方針」の中でも触れられていまして、そこでは4基準の

併存状態は、「大きな収斂の流れの中での1つのステップとして位置づけることが適切である」というふうに書かれておるところでございまして、私どもとしても、そういう認識でおるところでございまして。

それで「ピュア I F R S」と「修正版 I F R S」のどちらを一体企業が採用するのかということでございますけれども、これはあくまでも企業自身が自らの判断において決定されるべきものであると思っています。ただし、考えますと、I F R Sに移行する企業でございますけれども、例えば海外の子会社と国内の拠点とを同じ基準で決算を行いたいというような具体的なメリットを念頭に置きますと、そうしたメリットというのは、基本的にはピュアな I F R Sでしか得られない。修正版 I F R Sは、多分そういうメリットは得られないということであろうかなと思っています。こうした中、金融庁として、こうしたメリットを度外視して、修正版 I F R Sに誘導するようなことは考えておりません。

そういう意味では、個人的には基本的にはやはり I F R Sに移行される企業であれば、大半はピュア I F R Sを選択される可能性が多いのかなとは思っております。ただし、修正版 I F R S、エンドースメントされた I F R Sについても、先ほどのような意義もございまして、大きな収斂の流れの中での1つのステップとして、今回 A S B Jにおいて策定されているというふうに理解いたしております。

それから2つ目として、会計士の業界の魅力低下についてどう考えるかというお話がございました。私どもとしても、公認会計士というものは単に監査業務のみではなくて、会計の専門家として多様な分野で活躍していただくこと、これが期待されるというふうに考えています。そういう観点から、公認会計士資格の魅力向上と、優秀な人材の確保・育成という点については、島崎委員と全く同じ認識に立っておりまして、そのための方策について、公認会計士協会ですとか、私どもの中の公認会計士監査審査会などと連携して、必ずしも制度改正にとらわれない広範な観点から、検討を行っているところでございます。

具体的には、まだ検討途上ではありますけれども、例えば国際的に活躍できる公認会計士を育成する、そういう支援をどうやって行っていくかとか、業務の多様性を踏まえた研修とか制度を構築する、そういうものを今後どのように工夫していくかとか、そういったことを通じて、会計の専門家として多様なキャリアが描けることを示していきたいと考えています。今後も多くの関係者とも議論しながら、具体的な施策の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

また、そういう中の一環として、会計士さんに、企業の中で活躍していただくというの

も重要な課題だと思っております、そういうことの支援のために、私ども金融庁、先ほど申しました審査会、公認会計士協会、経団連、金融団体等で毎年意見交換会を行って、アクションプランを策定して、少しでも後押しができないかという取組みを行っているところでございます。今後とも、先ほど承りましたご意見等も念頭に置きつつ、どんなことができるのか検討していきたいと考えております。

○河野国際政策統括官 アジア支援の関係で、島崎委員からの横串のお話のご指摘もいただきまして、実はその前に神作委員からも、同様の各省庁連携の話をいただいていた。十分お答えをいたしません、失礼いたしました。

全くごもっともでございます、これは実は試行錯誤の面もございますけれども、今、いろいろとこのセンターを立ち上げたところで、私自身も J I C A、J E T R O、証券取引所、日銀はもとよりでございますし、外務省、財務省等々と回っております中で、いろいろな提案をさせていただいておりますけれども、やはり重要な点は、これは国ごとにニーズが非常に異なります。これは釈迦に説法かもしれません。やはりある国においては、証券分野での支援が非常に中心になる。また別の国では決済システム、あるいは銀行の不良債権の問題。それぞれフォーカスが違いますので、現状、これを余り横断的に1つの協議体のようなものにまとめますよりは、国ごとに関係先、それも先方のニーズに応じた関係先を集めるような格好で形にしていけないかということで始めたところでございますので、ぜひご指摘を踏まえまして、これからご指導いただきながら、努力してまいりたいと思います。

それから、英文の広報は全くご指摘のとおりでございます、お恥ずかしいことでございますけれども、直近でも実はその点非常に認識をいたしまして、英語のスピーチを一度に何件か掲載をするようなこともさせていただきましたけれども、不十分でございますので、今後ぜひ広報のほうとよく相談をしまして、予算の増額も必要かもしれませんけれども、タイムリーで内容の充実した英文ホームページを目指したいと思います。

○細溝監督局長 田辺委員から、個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費に関し、これが予算の執行状況が非常に悪いという御指摘をいただきました。資料にありますように、この経費は、東日本大震災において被災された個人債務者が私的整理をする際の弁護士費用等を国が補助するというものでございます。本経費については、一定の利用の見積もりを立てておりますが、不足した時、予備費で対応するというわけにはいきませんので、毎年、ある程度の枠を設けて計上しているものでございますが、ただ3年も経っているの



になかなか進んでいないという御指摘でございます。確かに被災した土地の、例えば買取  
手続が終了していないとか、防災集団移転促進事業がまだ進捗途上であって、住居の再建  
方法や、新居に要する費用が決まらないとか、または債務者によっては、そもそも債務整  
理を行うことに躊躇されているといったような、いろいろな事情を抱えた方々がおられる  
ものと考えられます。

私どもも、ガイドラインの利用を促進する観点から、できるだけ使い勝手を良くしたり、  
周知・広報等を行っているわけでございますけれども、そういった意味で今後復興が進ん  
できて、集団移転事業とか、住宅を建て替える時にニーズは出てくるものですから、そう  
いった事業が進んでくればもう少し利用が増えてくるというふうに思っておりますが、こ  
こは予算計上ということで、こういった形で計上させていただいて、当然使い残した分を  
不用に立てているということでございます。以上でございます。

○三井総括審議官 英語の広報について、1点補足させていただきます。委員ご指摘のと  
おり、まだまだ不十分なものであると考えておまして、直近では英文広報のところにつ  
いて、表題だけではなくて、数行のポイントを書き加えたものを幾つかセレクトして載せ  
るということ。それから、和文英訳のときに、英訳の中身が直訳だと、外人から見るとや  
や変な文章になっているというご指摘も頂戴しておまして、そこは英語で読んだときにち  
ゃんとロジックが通じるようなものにすることが必要と考え、日本版スチュワードシ  
ップ・コードのパブリックコメントなどでは、かなり従来型ではない英訳にして載せさせ  
ていただきました。もう一つは、英語対応の係をこの4月から設置いたしまして、英語広報  
をやっていらっしゃる専門家の方に来ていただいて、アドバイスを受けながら英訳等を行  
うようにいたしました。まだ始めたばかりのところでございますが、大変不十分なところ  
が多々あると思いますけれども、これは今後、人、お金の点も含めて、英語対応を強化す  
るようになりたいと思っております。

N I S Aの非課税投資枠の点のご質問でございますけれども、まずご指摘のとおり、証  
券会社分だけで、直近で400万件ぐらいの口座が開設されています。銀行分も含めまし  
て、全体で1月頭の導入時点で475万口座あるということでございますが、証券会社だ  
けで約3割口座がこの4カ月で増えていますので、銀行分も相当程度増えているという感  
触はございます。もうしばらくしますと銀行分も出てきて、全体の口座数が判明すると思  
います。600万口座の上下、ある程度の幅を持った範囲ぐらいの口座が、今開設されて  
いるのではないかと推測されます。

買いつけ金額は昨日の公表で、証券会社分で6,000億、証券会社のシェアは約3分の2ですので、1兆円に届かないぐらいの全体の金額ではないかと推測されます。全体の数字は、もうしばらくしますとわかるのではないかと考えております。この数字についてどう評価するかでございますが、制度導入時点で、2020年までかかって25兆円ぐらいの投資額を目標に、この制度の導入を要望した経緯があります。

ノルマではございませんので、25兆円というのがどうかということではございませんけれども、この考え方は、イギリス並みに制度が普及して、イギリス並みの投資割合があるとする、かつイギリスは制度を導入して14年間でございまして、14年たった時点での現在の状況というのが、日本における2020年の目標ということで考えさせていただきました。現在のこの制度、100万円の上限額、5年間で500万円累積で、5年目には投資できる制度でございまして、単純計算ですと、今600万口座ぐらいあるとしますと、全員が限度額いっぱいとすれば25兆円に達するわけなんです、現状の稼働率というんでしょうか、実際にお金が動いている口座というのは2割台、4分の1ぐらいと言われております。

稼働率は、サンプル調査では、相対的にはネット証券のほうが高く、伝統的な証券会社のほうが若干低いということで、トータルで4分の1ぐらい、20数%というところではないかと思えます。

投資額は、これはアンケート調査ですので、確定額ではありませんが、平均的には100万に対して3分の2、60万円台ぐらいの投資残高ですが、ネット証券では内訳がわかりまして、100万円に近いところと、それから10万円とか8万円とか、要するに12分の1に近いところに大きな山があります。かなり早い段階で、満額に近い買いつけをした方と、毎月8万数千円投資しますと、1年間で100万円になりますが、そういう投資をしている方に分かれているようです。対面営業の証券会社や銀行も含めると、全体像というのが必ずしも明らかではないんですが、年齢別でいいますと、若干対面のほうは高齢者が多くて、ネットのほうは若年者が多いという分布がある中で、全体的には高齢者の方、あるいは中年以上の方の投資のお客様が多くなっています。

それから、既存のお客さんと新規のお客さんという意味では、やはり既存顧客のほうが多くて、新規は1割から2割ぐらい、これもヒアリングベースですので、幅はありますけれども、そういった状況にありまして、委員ご指摘のとおり、裾野を広げるということから、投資経験のない方への普及と、若年層への普及が課題であると考えております。

現在、例えば、職域のNISA。これは、職場で、例えば企業の福利厚生事業で、NISAを活用して投資ができるような、そういったスキームを企業さんと金融機関の間で話し合っ、従業員向けに提供していくと、こういったことを実務の取組みとして金融界と相談しています。

そういう意味では将来展望でございますけれども、裾野を広げて、幅広い国民が長期的なライフサイクルに応じた資産形成の重要なツールとして、このNISAというのを普及・促進の材料にしていきたいと思っております、現状の投資状況などを見ながら、必要な改善措置を考えていきたいと思っております。

ちなみに稼働率のところで4分の1ぐらいと申し上げましたが、これについてはアンケート調査のような形で、投資家の意識調査を複数なされておりました、どうして今すぐには買わないんですかという質問をしますと、様子を見ている、あるいはあわてなくてもいい、というコメントが6割ぐらいあります。重複もありますので、幅のあるとらえ方が必要だと思っております。他方、イギリスのISAの導入、1999年の導入当初の状況を見ますと、最後の四半期3カ月間に、6割ないし3分の2ぐらいの投資が集中しているというのがイギリスの経験でございました。だからといって、日本でも年度末にたくさん買いつけがあるというふうに楽観するわけにはいきませんので、よく投資家の状況、あるいは仲介機関である金融機関、証券会社の状況をしっかりフォローアップしながら、この制度の普及、それから健全な投資の姿になるようによく見ていきたい。あるいは、追加的な施策があれば考えていきたいというふうに思っております。

人材についてのご質問がございました。民間からたくさん金融庁は人をいただいております、専門人材の養成について過分なお言葉を頂戴しておりますけれども、私どもとしては、金融行政、金融市場、それから金融機関、金融システム、投資家保護いずれの側面で見ても、極めて高い専門性が要求されると思っております、まだまだ改善、あるいは向上の余地なり必要性があると思っております。

ちなみに外から受け入れているほうは、中途採用を、出向を含めまして、民間の方ですと220、30名いただいております、また他省庁、政府機関からは約86名の方に来ていただいております。当庁の職員については海外留学や、国際機関での経験を積むように、今努力をしております、今度金融庁の職員を外部に出向したり、外部の仕事の経験をしていただくというのでいきますと、金融に近いところ、例えば預金保険機構とか、財務局とか、こういうところで54、5名。それから、それ以外のところで127名、130名弱ぐら

いの人間を外向させております。この中には、純粹の民間企業に6名、海外には1名の出向者がおります。海外は海外の金融規制当局でございます。

かつて採用が少なかったとき、あるいは組織が小さかったときに人を十分に外に出すゆとりがなかった頃がございますが、積極的に新人採用、あるいは民間や専門家の採用を積極的に行って、金融庁の仕事をしっかり経験させて能力を向上した上で、外部にまた出向して外の経験を積んでもらうということを、さらに進めていかなければいけないと思っています。以上でございます。

○太田原政策評価室長 島崎委員と田辺委員から、政策評価全体の話、あるいはやり方の話についてご質問がございました。

まず、やり方が昨年と変わったので、比較がしづらい、あるいは、PDC Aで回していくということの成果についてどうかというようなご質問がございました。田辺委員のご指摘のとおりでして、ちなみに昨年と比較しますと、昨年はAが13個、Bが7個ということで、数としてはAのほうが多いというような形でございまして、今回はBのほうが多いという、ご指摘のとおりでございます。新しいやり方、あるいは測定指標の使い方についてもご質問がありましたけれども、初年度ですので、これからまたさらに研究を重ねて、よりよいPDC Aのやり方について検討したいと思います。あわせて、測定指標自体についても、もう少し野心的なものをというご指摘もありましたものですから、検討していきたいと考えています。

あと、予算の割りつけについても、事業そのものの予算でないものは空欄になっていたりしますけれども、どういうやり方ができるのかということも、あわせて考えていたいと思います。簡単ですが、以上です。

○富田座長 島崎委員、田辺委員、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、吉野委員、お願いいたします。

○吉野委員 まず全体を通じて、A3の表が非常によくわかりやすくなっていると思います。全てを要約していただいているので、感謝いたします。

幾つかあります。まず1つは、日本はやはりマイクロクレジットが非常によくて、サブプライムローンの後も欧州危機の後も、金融が健全だったということは非常によかったと思うのですが、もう一つの側面として、リスクをとりながらリターンをとるという金融機関に対して、マイクロクレジットと相反するのですけれども、そういうことはマイクロクレジットで考えていらっしゃるのか、それとも健全性ということを重視しているの

かどうか。

それから、ミクロと同時に、今度はマクロのプルーデンスのところなのですけれども、今のところ国債は安全で、国債はゼロリスクと。そうすると、金融機関はそれなりの行動をしますが、ある日突然それはリスクがあると判断されると。これはまさにマクロプルーデンスにとっては非常に大きな問題だと思うわけですが、いろいろなリスクのときに、国債でもアセットとライアビリティのマチュリティーがちゃんとしていれば、いくら国債が暴落しても多分大丈夫だと思いますが、現在の検査とか監督の中で、安全資産である国債のマチュリティーはごらんになっていらっしゃるのかということ。それから、まさに国債が安全であれば一番いいのですけれども、急に何かあったときのためのマクロのシステムカリー、まさに日本全体が大変になると思うのですけれども、そういうときのリスクというのをどう考えたらいいかというのが第1番目です。

2番目は、Ⅱの1のところ、利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備というところなのですが、実は私が先週、ラップ口座を初めて金融機関に行って、普通の客の顔をして行きまして、少額なのですけれども、20分から30分説明してくれるのです。こんなに時間とって、大したお金ではないのに。何を言いたいかといいますと、本当に詳しく説明してくれまして、それでアンケート調査までやるわけですが、逆に言うと日本の製造業がなぜこんなに強くなったかと言うと、ジャスト・イン・タイムとか、ジャスト・イン・システムで、無駄なところをカットして行って、コストを削減して、ほかの国よりも効率がよかったところが日本の製造業の強かったところだと思うのですけれども、日本の金融業というのは、余りにも利用者に対して配慮し過ぎていないか。

これは下のほうのⅣの5のところの金融経済教育に関係するのですけれども、自己責任の部分と、やっぱり金融機関の責任の部分というのを、もう少しはっきりしていただく必要があるのではないか。アメリカ人に、投信で損した人が文句言っているよと言ったら、ばかだなと。金融教育どうなっているのだと聞かれたのですけれども、そういう意味では、自己責任と金融機関の責任というのをしっかりしていただいて。本当に金融機関がやらなくちゃいけないことは、運用成果を上げて、高いリターンを得ることだと思うのです。そうすると、今の金融行政の中で、そういう評価というのがあるのかどうかということです。ミクロのプルーデンスも含めて。それが2番目です。

それから、3番目は、Ⅱの1の一番右の、利用者のニーズの把握とか積極的な対応の促進というところですが、前にも申し上げた、日本の金融業から、新しい金融手法と

か金融商品がどんどん出て行くことが私は必要だと思いますし、アジアでそういうものがどんどん売れていくことが必要だと思いますので、やっぱり金融業のイノベーションをうまく後ろ押しするような金融行政をやっていただきたいと思うのですが、銀行業はなかなか難しいとすれば、ほかの業種のところでそういうものが促進できるということが重要だと思います。

しばらく前のことなのですが、これは私の卒業生から聞いたところで、サブプライムローンの直後に、証券化商品の保有というのを国会の要請などで、全部の金融機関が調べられたということがあったそうなのです。そのときに私の卒業生は、底値で買おうと思っていたと。ところが、日本の金融業というのは、全部その機会を逸してしまったというわけですね。それはまさにそういう証券化商品を持っているかと言われたために、底値で買えなかったというわけです。それで私の卒業生は何を買ったかという、骨董品と絵画を買ってぼろ儲けしたと言っているのですけれども、そういう学生がいるわけですね。

金融行政をやるときに、非常に重要なことなのですけれども、日本の金融業がいろいろできることにあまり言ってしまうと、せっかくの収益機会を失っているということがあるのではないかと思います。

それから、NISAに関してなのですが、これも卒業生からの話なのですが、随分お金が集まってきて、海外で自分たちが大体思っていたところは全て投資してしまったと。そうすると、海外で運用するところは、みんな外資系の金融機関を使っていて、どんどんお金が入ってくるのですけれども、ほとんど外資を儲けさせてしまっていると。これは逆の言い方をしますと、日本人で海外の運用のプロが少ないわけです。ある程度の比率を海外で運用しようとする、全部外資に儲けさせてしまっているというのが、一部での実態のようです。ですから、NISAというのは非常にいい制度なのですけれども、構造以上に急にお金が入ってくると、自分たちの今までやっている範囲ではなくなるので、全部外資に儲けさせてしまっているという実態があるようであります。

また、Ⅲの2のところ、市場機能の強化など、いろいろな日本の金融制度を変えようという、これは非常にいいことだと思うのですけれども、何かゴールを示すということは、考えられないのでしょうか。例えば、預貯金の比率が今55%から60%だと。これを例えば40ぐらいにして、いろいろな商品の比率をこういう形でしようとか、ある程度の数値目標を見ながら、日本の金融業がこういうふうに変わっていくといいという目標があるほうがいいのか。それとも後ろ押ししながら、そこは市場が決めるということになるのか。

日本の産業政策は、ある程度達成しそうなところをいつも目標にしながら、日本の製造業はそっちに向いていったような気がします。ですから、金融でも、ある程度そういう目標があってもいいんじゃないかなと、個人的には思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、アジア諸国との連携は非常に重要だと思いますが、先日ウズベキスタンとかカザフスタンで初めてアジア会議をやったときに行ったのですが、相当中国があちらに出ていっています。中国がなぜ向こうにうまく出ているかという、貿易黒字で、ユーロがどんどん入ってきます。それから、ドルが入ってきます。そのお金をそのまま向こうで使えば為替リスクがないですから、外資を使っていろいろなことをやっているというのが実情であります。ですから、アジアでも中国がうまくやっているやり方と違う形で日本がやらなくてはいけないのだと思います。

それで先ほどの島崎先生のご発言に関連しますと、例えば会計士の試験をアジア共通の試験にする。そうすると、日本の公認会計士の方々が、アジアですごくビジネスがやりやすくなるわけです。そういう形で、アジア連携の中で、いろいろところで日本のプレゼンスが出ていくようにすることが必要ではないかと思えます。これが先ほどの島崎委員の、広報でいろいろなことを日本が宣伝していますと、アジアからも、ああ、日本はこういうことをやっていたのかと。じゃ、聞いてみようということになるのではないかと思えます。

その例としまして、先日インドネシアに行きましたら、横に座っていたインドネシア中銀の人が、10年ぐらい前にアメリカのFDICにいた人なのですね。どうしたのかと聞いたら、FDICをやめて、今、インドネシアの中銀でアドバイザーをやっていると。日本もOBの方々が、アジアでそういうことができると、日本の金融業がインドネシアに出たときに、その人に電話すれば、中身が全部わかるわけです。連携センターが向こうの方々を呼んで、それを始められていますけれども、金融庁のOBの方々がそこに行き、彼らとの交流で内部情報がわかるということが、日本の金融業がアジアで活躍するためには、非常に重要ではないかと思えます。

関連ですけれども、例えば今、タイの政治情勢が危ないと。そうすると、日本の金融業が出て行っているときに、どういうふうに対応したらいいのだろうか、ちょうど今、アジア会議にいるものですから、そういうことを聞かれるわけです。このような場合に、日本政府全体として、いろいろところでショックが起こりそうなときに、何か分析できるところがあると思えますし、日本の企業にも金融機関にも事前にいろいろなことが言えるのではないかと思ひまして、これは金融庁ばかりの問題ではないですけれども、日本全体

としてそういうことができるシステムが必要ではないかと思いました。

下のほうにまいります、金融行政を担う人材の確保と質の向上の一番右のところ、家庭・子育てとキャリア両立を目指せる職場環境整備とあります。金融庁は、女性の職員の方々を随分採用されていますけれども、こういう中で、女性に活躍していただくためには、家庭と子育ての両立がすごく重要だと思います。その中で、フレックス時間の導入とか、例えばあるときに残業したら、次の日は午前中出てこなくていいとか、そういうことが今できないようです。毎日必ず9時とか9時半に来なければならない。もしそうだとしたら、もう少しフレックスにして、女性の方々が、お子さんがあるときには柔軟に対応できるような形にする。そういうフレックスができれば、もうやられているなら結構ですけれども、ぜひお願いしたいと思います。

それから、最後はⅢの3の右側のクロスボーダー取引のところなのですが、マネーロンダリングのことを勉強させていただいているときに、イタリアがこういう経験をすごく持っているということを知りました。あそこはマフィアが多いものですから、マネーロンダリングに関しては、金融監督当局が多くの情報を持っているらしいのです。いろいろところで多分情報はお取りになっているとは思いますが、それぞれの得意とするところの情報などはぜひ取り入れて、不正取引の監視などをやっていただきたいと思っています。以上です。

○富田座長 吉野委員、ありがとうございました。

続きまして、私から意見を申させていただきます。既に皆様から、重要なポイントにつきましてご指摘があり、あえてつけ加えるべき点はほとんどないのですが、数点申し上げたいと思います。

第1は、世界的な経済金融危機への対応、そして、東日本大震災への対応とを確認した後、行政は大きな方向転換が必要とされる状況にあったということ、評価に先立ってまず踏まえておく必要があると思います。それはたとえば、これまで金融機関の健全性確保との関係で、信用保証協会の保証について、モラルハザードとの関係で数回申させていただきました。今言った2つの課題への対応を確認した上で、信用保証協会の保証の必要性は低下するわけであり、金融機関はその融資先のリスクと収益性をしっかりと評価できれば、保証料が金融機関の利ざやとなり、企業の金利低減につながります。したがって、こうしたリスク管理が自律的にできることを促進することが必要になってきたわけであり、ギアチェンジというよりももっと大きなことだと思っております。



ういうものができたかということが、非常に大きな課題だと思います。

それと、より長期的な観点で、既に翁委員からもご指摘がありました。将来の人口減少の中で、消滅する自治体が多数でてこざるを得ません。自治体の数は大きく減りまして、今世紀の初めには3,000余りあったのですけれども、1,800ほどになっていて、そこからさらに多数が消滅してゆくという中における金融機関の経営のあり方に対して、どういう行政対応が必要かということが問われるときになっているわけですが、先の短期的課題と共通することはリスク管理の自律的な促進ということ、金融機関にどうビルトインしていくかということが求められているように思います。

2番目は、成長戦略が政府の大きな課題となっていることに関係しています。リスクマネーの供給とか、アジアの成長を国内に取り込むと言ったときに、他の省庁との連携ということについて、これを深めていく必要があると思われまますけれども、その点についてどうなっているかということが課題です。

先ほど来のご議論あります、アジアにおけます金融インフラ整備支援ということも同じ観点が重要なのですが、大事だと思いますことは、企業の成長を支援する、アジアにおいては現地における企業の資金調達を支援することを通じて、企業と金融仲介機関の付加価値とが両輪となって拡大していき、日本経済が成長してゆくことを目的として、日本企業のアジア事業を支援することにつながる金融機関のアジア展開を支援していくことが大事だと思います。

あとは1点、今日は皆さんから余りご指摘がなかったので指摘したいのですが、民間金融機関との対話の促進という観点です。官民ラウンドテーブルをはじめといたしまして、業界団体、自主規制団体との会合や、個別金融機関との会合等、官民の対話は進められているとお聞きしておりますが、金融機能の一層の向上のために、今後ともこうした取組みを継続、強化しておく必要があると思います。評価はBとなっておりますけれども、重要性は高いと思います。私からは以上でございます。

金融庁からお願いいたします。

○細溝監督局長 まず吉野委員から、マクロプルーデンスとミクロプルーデンスの御指摘がございました。マクロプルーデンスでの国債の保有ということでございますが、足元24年度から25年度を見ますと、エクスポージャー自体は減少しておりますが、ただ資産に占める国債の保有割合というのは15%程度ありまして、引き続き大きな割合を占めております。従いまして、各銀行におきましては、長期金利が上昇した場合の影響の分析は

やっているといます。例えば、よく言われるのはバリュー・アット・リスクといった統計的な手法を使うとか、あるいは想定される最も厳しいシナリオを前提として、ストレステストをしてみるとかといったような形で、さまざまな事態を想定してリスク管理を行っているというふうに承知しております。

当局といたしましても、例えば長期金利が上昇した場合、あるいは市場のボラティリティーが上昇した場合の影響の分析を含めて、適切なリスク管理がなされているかといったリスク管理体制を確認するというところで、日頃からモニタリングデータの徴求、あるいはヒアリング等によってそのリスクの把握に努めているというところでございます。

ミクロでいいますと、金融機関は積極的な金融仲介機能をやるためには2つございまして、1つは、適切なリスク管理をやるということが必要であろうということでありまして、リスク管理をやりながら、積極的にリスクをとっていくということだろうと思っております。このリスク管理につきましては、金融機関は内外の経済情勢を踏まえて、できるだけフォワードルッキングなリスク管理をやっていくということが必要だろうと思っております。当庁といたしましても、そういった観点から金融機関に対して、これは個々の機関だけではなくて、金融システムを取り巻くリスクもフォワードルッキングに把握していくということを努力していくということでございます。金融仲介機能の発揮ということで、資金の目詰まりが起こっているのが一番怖いわけでございます。従いまして、金融機関にはリスクを管理しながら、新規融資を含む積極的な資金供給を行うということを強く促しているという状況でございます。

それから、ラップ口座の開設に当たっての説明の話でございますが、一般の投資家に対して投資商品を販売する場合は、当然顧客の知識、経験、投資目的に応じて説明を行うということが求められております。投資経験が豊富な場合と少ない場合と一律に分けるというようなことはなかなかできかねておりまして、顧客に応じた適切な説明をするという原則でございます。例えば、過去に同じ商品について説明を受けたことのあるお客さんが、そのリスクや内容についても十分に理解していると認められる場合は、比較的短時間での説明で販売することも可能ではございます。ご案内のとおり、特定投資家、プロ投資家の場合は説明義務も免除されているというようなものもございます。各証券会社等におきまして、この規制の趣旨を踏まえて、投資者保護に十分留意しながら、顧客の状況に応じた適切かつ柔軟な対応を行うように、引き続き促してまいりたいと思っております。

それから、利用者のニーズを把握する、ないしは新しいイノベーションを促進したいと。

私どもも、同じ気持ちでございます。銀行業におきましても、預貸というのはそうそう大きく変わるものではございませんが、例えばネットを使った決済でありますとか、いろいろな新しい手法がございます。そういったことについても、リスクをきちんと把握し、管理しながら取り組むといったことを促しておるところでございます。

そうした中で、サブプライムローンのときにヒアリングをした結果、底値で買うチャンスを逸したと、こういうお話でございます。ご指摘の金融機関の証券化保有商品のヒアリングでございますが、これは平成19年の夏にサブプライムローンの問題を契機として、大きな混乱が生じていた時期に行いました。そのときに我が国の金融システムにどのぐらいの影響があるんだろうかということ把握するために、金融機関のサブプライム関連商品、証券化商品の保有状況を把握するためにヒアリングを実施いたしました。確かにそれがそうした効果を及ぼしたというのはお聞きして、そういうこともあり得るということでございますので、金融機関に対するヒアリングを行う際には、金融機関の行動に与える影響なども十分に留意しながら、慎重に行ってまいりたいと思っております。

それから、富田座長のほうから、信用保証協会の話も例に出されながら、リスク管理が自立的にできることを促進する必要があるのではないかと御意見がございました。これはまさにおっしゃるとおりでありまして、金融機関というのは、まさにそういったリスクを管理し、リスクをとりながら収益を上げていくというビジネスモデルでございますから、リスク管理を自立的に自分でしっかりやっていくということは当然重要なことでございます。そうした中で、将来の人口減少も踏まえて、積極的に地域の活性化に貢献する。要するに、資金を供給するだけではなくて、地域の活性化にも貢献するように、金融機関には促しているところでございますが、そうした中で、資金の貸し手としての金融機関は、例えば新規融資を含む積極的な資金供給を行う、あるいは顧客企業の経営改善・体質強化の支援を本格化していくといったことが現在求められておりまして、そうしたことにつきまして積極的に取り組むように、今促しているところでございます。

それから、アジアの関係で、現地の支援ということでございます。現在、3メガを中心としまして、高い成長が見込まれるアジアを中心に、拠点網を拡充するとか、現地金融機関への出資、あるいは業務提携といった形で海外展開を積極的に進めております。そうした意味で、銀行のアジア進出拠点は、足元で増加しております。こういったメガバンクをはじめとして、日本の金融機関はアジアを中心に積極的な成長戦略を描いているものもございますので、こうした意味で、きちんとリスクを管理しながら、そうした取り組みを行

っているかということはチェックしていきたいと思っております。

それから、民間との対話ですが、これももっぱら監督サイド、検査もあろうかと思いますが、オンサイト、オフサイトを通じて、いろいろな機会を通じて金融機関とは意見交換をしておりますし、情報交換もやっております。今後とも、これは積極的にやっていきたいと思っております。監督局からは以上でございます。

○河野国際政策統括官 時間の関係もあるかと思しますので、一言、アジア連携の関係でつけ加えさせていただきますと、まず吉野委員、それから富田座長の大変貴重なご示唆をいただきましてありがとうございます。それぞれ違ったお言葉で表現されてすけれども、やはりそこから非常に強く感じますのは、きちんとアジア諸国に根を張って、持続的な関係を作っていくといけないという点につきまして、強く肝に銘じたいと思っております。とかくこういうプロジェクトは、どうしても単発で、いろいろなイベントは企画するものの、数年たつと結局それは何だったんだということになってしまいますので、そういうことになりませんように。そして、また1つの問題意識としまして、やはりアジアの貯蓄を、アジアの中でどう長期投資に結びつけるかといった点は、1つの大きな研究テーマとして、このセンターでも取り上げたいと思っておりますし、また私のほうで、今共同議長をさせていただいていますF S Bのアジア地域諮問グループ会合におきましても、この長期投資を域内でどう促進するかというのを1つのテーマにさせていただいておりますので、ちょっと来年の今頃までにどこまで成果が出せますかまだわかりませんが、取組みをぜひ今年度進めさせていただきたいと思っております。

○三井総括審議官 まず、製造業との比較で、むだな説明が多いのではないかということの裏表で、投資家教育というか、金融経済教育の話がございました。今日は手元に金融リテラシーマップ、委員限りというのをお配りしています。これは来月公表できるように最終調整中なものでございましたので、現時点ではまだ非公開ですけれども、具体的なことが書かれていまして、2枚おめくりいただきますと、小学生から高齢者、各ライフステージに応じてそれぞれの段階で、具体的に何を学んでいただくか、知っていただくか、身に付けていただくかということ、相当程度具体的にマトリックス化してございます。

もう1枚お開きいただきますと、例えば家計管理というところで、具体的にこういうことを身に付けていただく。先ほどからお話があるところでありまして、分類のIVというところで、リスクとか、インフレとか、そういう重要な金融上のファクターについて、基本的な理解をしていただくこと。それから、レベルに応じては、もう少し具体的な理解をし

ていただくと。こういう具体的なゴールをそれぞれまとめております。また、これに対する副教材なども各方面で作られております。これは金融庁も、日銀も、各業界も入って、業界横断的にやっています、このマップをベースに、講演や教育の場を情報共有しまして、重複とかばらばらにならないように、統合的な形で、取り組んでいるところです。

大学では、15コマ半期、フルに金融経済に当てる大学が2つ出てきましたし、リパースナルには10ぐらいの講座が既に開いておりますし、また社会人向けではさまざまなセミナーや講座にも取り組んでおります。この取組みは、継続的にずっと続けていかなければいけないと思っていますし、このマップ自体も改善、あるいは副教材自体の充実ということにも取り組んでいきたいと思っています。

それから、役所のOBの人が、英語でアジア各国でコンサルティングを行うという取組みについて、ご示唆を賜りました。現に一部の国におけます証券市場創設プロジェクトにおきましては、証券市場における法制、監督、監視の企画からエンフォースメント、そして取引所運営についての専門家が、ボランティアベースで協力しております。この中には金融庁のOBも含まれております。こうした取組みは、相手国のニーズに応じて、それぞれのニーズに応じた専門的な知見のある人間にボランティアをお願いして、貢献していただくという手法を増やしていく必要があると思っています。ご示唆を受けて、さらに考えていきたいと思っています。

具体的な数字で、実現できそうな数字で目標を定めるべきではないかという御指摘について、そのとおりだと思います。ちなみに今、お話のありましたNISAでいいますと、現状、株式ないし株式投資信託というリスクアセットに対する投資比率が、直近の2013年12月末で14%強ぐらいでございます。これが金融危機の真っ只中は7.7%ぐらいまで下がりました、その後、10%台になったんですが、リーマンショック後、また10%を切るような動きになっています。ちなみにバブルになる前、いわゆるバブルと言われていた前、86年度の数字で見ますと22%台のリスクアセットへの、家計への保有状況がございます。

海外を見ますと、フランスですと20数%、ドイツですと14、5%、アメリカですと過半という数字になっておりまして、各国間でかなり差があります。従いまして、具体的な数字としての設定はまだまだちょっと議論を要するところだと思っておりますが、こういったことを念頭にやっていく必要があると思います。

それから、家庭と子育てとを両立するというところで、フレックスタイムについてのお話

でございましたが、現状、深夜まで仕事をした人間について、勤務時間そのものは短くなりませんが、例えば10時半から7時15分とか、午後1時から夜の9時45分までという、そういう遅出のシステムがあります。それから、時間短縮。子育て中の方の時間短縮の制度はございます。かなりきめ細かい制度なんですけど、1点問題点は、小学校に子どもが入りますと時短が使えないということで、制度改正を関係省庁にお願いしているということでもあります。この視点は大事だと思っています。ますます掘り下げていきたいと思っています。以上です。

○富田座長 ありがとうございます。本日は、いろいろと貴重なご意見を委員の皆様から賜りましてありがとうございます。

では最後に、少し予定の時間を過ぎてしまいましたけれども、本日の会議の総括といたしまして、畑中長官より一言よろしく願いいたします。

○畑中長官 金融庁の畑中でございます。本日は大変お忙しい中、また長時間にわたって、25年度の実績評価、それから26年度の実施計画についてご審査をいただきまして、誠にありがとうございました。

各先生方からいただいたご意見、あるいはコメント、どれも私どもにとって大変参考になりますというか、ぜひそういう方向で本年度取り組んでいきたいと意を強くしたところでございます。ありがとうございました。

時間が余りございませんので、全体の話をちょっとさせていただきますと、先ずこの政策評価について、私は実績評価は自らに対する評価でございますので、できる限り個人としても、組織としても、厳しい評価をすべきだと思っております。他方、実施計画につきましては、余り実現可能性みたいなことばかり考えるのではなくて、できるだけチャレンジな内容を掲げるべきだと思っております。そういう意味で、今回の実施計画がこれで十分なのかどうかということについては、ちょっと正直自信がございませんので、これをさらに充実していく必要があるかと思っております。

次に実績評価について、全体についてどう見るのかということでございますが、私の個人的な感じなんですけれども、去年に比べますと、今年のほうがチャレンジ項目が多かったんじゃないかなという印象を受けております。全くやったことのないような、アジアとの連携でありますとか、経営者保証に関するガイドラインとか、日本版スチュワードシップ・コードとか、金融モニタリング基本方針とか、こういうものは去年はございませんでしたので、そういう意味では比較するとやや少しチャレンジングな事務年度だったかなと

いうふうに思っております。

なお、このABCの評価という点について、田辺委員からございましたが、正直まだこなれていないなという感じがしております。検査局長をやっておりますときに、検査評定制度の見直しをやりまして、当時もABCDと、Dは行政処分なんですけれども、Bばかりつけてきて、何のことやらわからないということで、Bを3つに分けました。Aに近いBとしてBプラス、Bニュートラル、Cに近いBということで、多少何となく実感に近い感じが出てきたんですけれども、この政策評価については、総務省が言っておりますSからDというのが、まだちょっと実感としてこなれないというのはおっしゃるとおりだと思います。

さて、去年も申し上げましたけれども、金融庁としては、4つほどチャレンジ項目を掲げておりまして、これは恐らく本年度も同じ項目を掲げていくと思います。チャレンジしない役所組織は停滞し、腐敗をすると申します。それからもう一つは、いろいろな施策を発信をしていくと。領空侵犯も厭わずにどんどんやっておるんですけれども、これが世の中に説得力を持つためには、本業でありますところの日々のエンフォースメントに対する国民の信頼が大前提でございます。これ無くしていくら施策を提案してみても、出直してこいという話になるのであって、監督、検査、監視部門のエンフォースメントの信頼性をさらに高めていく必要があると思っております。

今年はチャレンジ項目としては、先ずベターレギュレーションの深化を図るということ。それから、政策官庁として企画力、発信力をさらに高めていくということ。3つ目は、アジアとの連携をさらにバージョンアップしていくということ。それから、第4に当然のことですけれども、金融システムをさらに磐石なものにするということで、それぞれさまざまな課題にチャレンジして参りたいと考えております。

最後に、この組織は若く比較的眞面目な組織でございまして、割と先例にとらわれずにチャレンジをしていこうという若い世代で構成されておりますが、他方において、弱点というか、あるいは悩みというものがございしますので、これを数点お聞き取りいただいて、またご指導賜われればと存じます。

1つ目は、ヒューマンリソースに限界があるということで、例えば管理職の比率は、他省庁に比べて7割ぐらいしかございません。定員を増やすということは、この情勢の下では非常に厳しいわけでございますので、これをクリアするには、一人一人の職員の能力の質的向上を図ることが不可欠です。また、外部から、より優れた人材を招聘をして

くるということ。あるいは、金融機関、自主規制機関との連携をさらに図っていくというようなこと。日銀との連携を図っていくということも課題になってくると思います。しかし、これが大変悩ましく、我々の組織構造にとって、金融システムの安定を確保したり、行政運営の質的な改善に取り組むに当り、1つの大きなハードルでございます。少しでも定員を増やしていただければと思いますけれども、なかなかそうもいかないということでございます。ぜひ先生方のご理解、ご支援をお願い申し上げるところでございます。

それから、2つ目の弱点といいますか課題は、金融機関に対しては5年後、10年後を見据えて、選択肢の一つとして経営統合も含めてということで物議をかましておりますけれども、我々自身も振り返ってみますと、単年度の仕事がほとんどでございます。例えば、吉野先生がさっきおっしゃいましたイノベーション。申すまでもなく、金融技術は目を見張るような進歩がございますので、これに遅れないような制度設計というものもこれから大きな課題になっていくと思いますが、こういうことについての基礎研究が、極めてミゼラブルな状況でございます。そういうことで、この企画分野について、構想力をどう磨いていくのかということが、この役所の非常に大きな長期的課題でございます。

全然違う話ですけども、消費税導入のときに、私、担当の総括補佐を3年やっておりました。今から27年前でございます。一般消費税から数えますと37、8年かかって、ゼロからようやく8にまでしかきていないという、それだけの時間の経過とさまざまな努力があるわけでございますが、やはり金融行政、金融システムの設計ということについても、もう少し長いレンジで深い研究を行って、世界の技術進歩を先取りするような提案を、私はしていくべきではないかなと思っております。この構想力というのが、これからの課題だと思えます。

それから、もう一つは、女性の活用といいますか、今、総合職で丁度半分女性を2年間採用いたしました。次の年度も多分そういうことになると思いますが、仮にこれからも半分女性を採用していきますと、15年後には管理職の3分の1が女性になり、18年後には5割弱が女性になっていく。仮に女性のほうが真面目で能力も高いというふうに仮定をいたしますと、ひょっとすると管理職の過半が女性になるというような組織になる可能性もございます。これはシミュレーションです。その場合に、先ほど総括審議官がいろいろ申し上げましたけれども、結婚や育児と仕事の両立ということをもっともっと真剣に考える必要があると思っております。私は、女性の採用を半分というときに、霞が関で最も女性が力を発揮できるような職場環境を金融庁で作るんだという旗を掲げたのでありますけ



れども、大事なことは、採用のみならず、その後のきめ細かなキャリアパスを組織を挙げて作り上げていくということ、今後長期にわたってやる必要があるということでありまして、まだやり始めたばかりでございますが、ぜひこの面におきましてもご支援を賜りたいと思います。

それから、最後は発信力にも関連いたしますけれども、英語ということでございます。非常に恥ずかしい話ですけれども、昨年来、私はアジアの諸国を金融技術支援で回っておりますけれども、日本の金商法を読みたいとか銀行法を読みたいというときに直近のものがないんですね。古いのはあるんですけれども、最近リバイズしたものがありませんし、政省令についてはまだそういうものもないということで、この辺も極めて遅れている分野でございます。国際場裏における日々の発信は、河野国際政策統括官やいろいろな職員が努力をしてくれておりますけれども、基礎的な素材や資料についての英文すらないというのは、甚だ恥ずかしいことだと思っております。こういったこともこれから早急に改善をして、充実をさせてまいりたいと思います。

弱点や課題ばかり申し上げて、後ろにいる職員は多分怒っていると思っておりますけれども、課題があるほうが励みになりますので、あえて申し上げました。本日いただきました大変貴重なご指摘、ご意見、これらは全て今後の金融行政に生かし、今年もしっかり取り組んでまいりますので、先生方におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○富田座長 畑中長官、どうもありがとうございました。

事務局におかれましては、本日の会議で委員の皆様方からいただいたご意見を踏まえて、必要に応じ修正を行い、評価書及び実施計画を取りまとめていただきたいと思います。

それでは、最後に事務局より連絡事項をお願いいたします。

○太田原政策評価室長 本日は、お忙しい中ありがとうございました。手短かに連絡事項を申し上げます。まず、評価書及び実施計画等の修正につきましては、委員の皆様方に個別に連絡、ご説明をさせていただきたいと思っております。それから、公表でございますが、実施計画については6月中に公表したいと考えております。また、評価書につきましては、例年概算要求期限である8月末までに公表しておりますので、概算要求の数字等が固まりましたら、改めまして各委員の皆様方に個別にご説明した後、概算要求期限までの間に公表したいと考えております。

次に、有識者の委員の皆様方におかれましては、議事要旨、議事録のご確認を事務的に

お願いしたいと思います。私からは以上でございます。

○富田座長 予定の議事も全て終了いたしましたので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

午後6時14分 閉会